

I 経緯

策定

平成27年3月20日

「すべての女性が輝く政策パッケージ」
(平成26年10月10日すべての女性が輝く
社会づくり本部決定)

- ストーカー対策の抜本的強化
- 「関係省庁からなる会議において検討
の上、同年度内を目途に取りまとめ」

改訂

平成29年4月24日

ストーカー規制法改正
(平成28年12月)

- 規制対象の拡大
- 行政措置・罰則の見直し
- 職務関係者による被害者等の安全確保及び秘密保持への配慮 等

改訂

令和4年7月15日

ストーカー規制法改正
(令和3年5月)

- GPS機器等を用いた位置情報
無承諾取得等の規制
- 禁止命令等の方法に係る規定
の整備 等

II 情勢

ストーカー事案

- ストーカー事案の相談等件数が高水準で推移
- 令和8年3月には、ストーカー規制法違反等で刑事罰を科せられ、禁止命令等も受けていた男性が、その被害に遭っていた女性を殺害する事案も発生
- 引き続き、厳しい状況

ストーカー規制法改正

- いわゆる紛失防止タグを用いた位置情報の無承諾取得等の規制
- ストーカー行為等をするおそれがある者に被害者に係る一定の情報を提供するおそれがあると認められる者への措置に関する規定の整備 等
(令和7年12月)

各種計画等

- 「第6次男女共同参画基本計画」(令和8年3月13日閣議決定)、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2026」(令和8年6月25日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)
 - ストーカー事案への対策の推進、関係機関が連携した被害者支援等を行うための取組の推進
- 「詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策」(令和8年7月28日犯罪対策閣僚会議決定)
 - ストーカー対策の強化

令和8年7月28日 ストーカー総合対策 改訂
社会全体でストーカー対策をより一層強力に推進

Ⅲ 改訂のポイント

内容	番号
被害者等からの相談対応の充実等	1 (1)
	2
	2 (1)
	2 (2)
	4 (1)
加害者対策の推進	5